

岡崎市物品等電子入札実施要領

(趣旨)

第1条 この要領は、岡崎市契約規則（平成22年岡崎市規則第2号。以下「規則」という。）及びあいち電子調達共同システム（物品等）利用規約の規定に基づき、電子入札の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) あいち電子調達共同システム（物品等） 愛知県及び愛知県内の市町村等が共同で運営する情報システムで、入札参加資格申請システム、電子入札システム及び入札情報サービスシステムにより構成され、入札参加資格申請、電子入札等をインターネットを利用して行う情報システムの総称をいう。
- (2) 入札参加資格申請システム あいち電子調達共同システム（物品等）のサブシステムで、物品の製造、販売、役務の提供等に係る入札等に参加するための入札参加資格申請等に関する事務手続を処理する情報システムをいう。
- (3) 電子入札システム あいち電子調達共同システム（物品等）のサブシステムで、入札（見積りを含む。以下同じ。）に関する事務手続を処理する情報システムをいう。
- (4) 入札情報サービスシステム あいち電子調達共同システム（物品等）のサブシステムで、入札関係情報を閲覧することができる情報システムをいう。
- (5) 電子入札 電子入札システムを利用して行う入札、開札等の手続をいう。
- (6) 紙入札 電子入札システムを利用しないで書面により行う入札、開札等の手続をいう。
- (7) オープンカウンタ（公開見積競争） 電子入札システムにより案件を公開し、一定の資格を有する不特定多数の者から見積書の提出を受け、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申し込みをした者との間に契約を締結する契約方式をいう。
- (8) ICカード 電子署名及び認証業務に関する法律（平成12年法律第102号）に基づき、主務大臣の認定を受けた特定認証業務を行う者が発行する電子的な証明書を格納しているカードのうち、（一財）日本建設情報総合センターが提供する電子入札コアシステムに対応しているカードをいう。
- (9) ID 電子入札に参加しようとする者が、入札参加資格申請システムにより、入札参加資格申請を行い、資格認定後交付される識別符号をいう。
- (10) 契約担当者 電子入札システムを利用する契約案件について、案件登録から入札結果の公表までの一連の事務手続を担当する市職員をいう。

(11) 電子くじ 電子入札において、落札となるべき同価の入札をした者が2名以上あるときに、電子入札システムの機能を使用して落札者を決定する仕組みをいう。

(電子入札の対象)

第3条 電子入札を実施する対象は次のとおりとする。ただし、市長が特に必要と認める場合は、この限りでない。

事務	契約方式
物品購入、物品借入及び委託業務	一般競争入札、指名競争入札及びオープンカウンタ（公開見積競争）

(電子入札システムの利用)

第4条 電子入札システムを利用することができる者は、入札参加資格申請システムにより競争入札参加資格の申請を行い、資格認定を受けた者とする。

2 電子入札システムを利用しようとする者は、前項の資格認定後、入札参加資格申請システムにより交付されるID、初期パスワード及び初期見積用暗証番号を使用して電子入札システムにログインし、初期パスワード及び初期見積用暗証番号を変更するものとする。ただし、入札参加資格申請システムにより、初期パスワードを変更している場合は、この限りでない。

(ICカードの登録)

第5条 電子入札システムにより競争入札に参加しようとする者は、電子入札システムにICカードの登録を行わなければならない。

2 電子入札システムにより競争入札に参加しようとする者は、前項の規定による登録済みのICカードについて、次の各号に掲げる場合に該当したときは、それぞれ当該各号に定める手続をとるものとする。

(1) 失効した場合 新たに取得したICカードによる再度のICカードの登録

(2) 更新する場合 登録済みのICカード及び新たに取得したICカードを用いた更新の登録

(ICカードの名義人等)

第6条 入札参加者が電子入札に使用するICカードの名義人は、岡崎市の入札参加資格者名簿に登録された個人又は法人の代表者とする。ただし、代表者から本市の入札に関する権限の委任を受けた者（以下「受任者」という。）がいる場合は、受任者とする。

2 入札参加者が、ICカードを不正使用等(他人のICカードを不正に取得し、名義人になりすまして入札に参加し、又は参加しようとした場合等をいう。)したときは、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める措置をとるものとする。

- (1) 開札までに不正使用等が判明した場合 当該案件への入札参加資格の取消し（既に入札済みのものにあつては当該入札の無効扱い）
- (2) 落札決定後、契約締結前までに不正使用等が判明した場合 落札決定の取消し
- (3) 契約締結後に不正使用等が判明した場合 契約の解除
（案件登録等）

第7条 市長は、電子入札を実施しようとするときは、案件内容等を電子入札システムに登録し、公開するものとする。

（指名の通知）

第8条 市長は、指名競争入札を実施しようとするときは、規則第6条第1号及び第3号から第7号までに掲げる事項を記載した様式第1号による指名通知書を、電子入札システムにより指名競争入札参加者に通知するものとする。

- 2 前項の通知書を受領した者は、電子入札システムにより同項の通知書の内容を確認しなければならない。

（入札書の提出）

第9条 入札参加者は、入札受付期間内に、電子入札システムにより入札書（見積書を含む。第21条に規定する再度入札にあつては、再入札書。以下同じ。）に必要な事項を入力し、電子署名等を付した上で、同システムにより提出しなければならない。ただし、オープンカウンタによる場合は、電子署名等に代えて、電子入札システムにより見積用暗証番号を入力するものとする。

- 2 電子入札の入札受付期間は、公告又は指名通知書に記載の日時とする。この場合において、入札参加者は、パソコン等の利用環境によりデータ送信に長時間かかることを考慮し、余裕をもって入札書の提出を行うよう努めるものとする。
- 3 再度入札の入札受付期間及び開札日時は、契約担当者が指定するものとする。この場合において、紙入札で参加した者については、指定された日時及び場所において再度入札に参加できるものとする。

（資格確認申請書の提出）

第10条 一般競争入札に参加しようとする者は、公告に示す入札参加資格を有していることを証する書類（以下「一般競争参加資格申請書」という。）を電子入札システムにより電子署名及び電子証明書（以下「電子署名等」という。）を付したうえで申請期間内に提出しなければならない。ただし、物品購入の入札後資格確認型一般競争入札に参加しようとする場合はこの限りではない。

（紙入札による参加）

第11条 電子入札案件において、紙入札による参加を希望する者は、あらかじめ様式第2号による紙入札参加承認願を提出し、様式第3号による紙入札審査結果通知書により承諾を得なければならない。

2 前項の規定にかかわらず、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号)に定める「欧州連合等の供給者」は、紙入札承認願の提出を要さず、紙入札による参加を認められるものとする。

3 第1項の規定による紙入札参加承認願が提出された場合であって、紙入札による参加が認められる場合は、次の各号のいずれかに該当し、かつ、入札手続の進行に支障を生じない場合とする。

(1) ICカードの登録内容変更のため、再取得の手続中の場合

(2) ICカードの破損等のため、再取得の手続中の場合

(3) 前2号に掲げるもののほか、入札参加者にやむを得ない事由があると認められる場合

4 前2項の規定により紙入札による参加を認められた者は、次の各号に定めるところにより入札を行うものとする。ただし、別に指定がある場合は、この限りでない。

(1) 入札書 様式第4号による紙入札書

(2) 書面による一般競争参加資格申請書及び紙入札書の受付締切日時 一般競争参加資格申請書にあつては、公告に示す参加申込期間まで(参加申込期間が設定されていない入札にあつては入札期間まで)とし、紙入札書にあつては公告又は指名通知書に示す入札期間又は入札受付期間までとする。

(入札の辞退)

第12条 入札参加者は当該入札を辞退するときは、電子入札システムにより、入札受付期間までに様式第5号による辞退届(第21条に規定する再度入札にあつては、様式第6号による再入札辞退届)を提出するものとする。ただし、紙入札による参加の承諾を得ている者については、書面による入札辞退届を提出することにより辞退できるものとする。

2 入札書を提出した後は、入札を辞退することができない。

(開札)

第13条 契約担当者は、事前に設定した開札日時後、速やかに開札を行うものとする。この場合において、紙入札による参加者がいる場合は、入札金額及び電子くじ番号を到着順に電子入札システムに入力した後に開札を行うものとする。

2 入札受付期間内に入札書又は辞退届の提出がない場合は、不参加として取り扱うものとする。

(無効の入札)

第14条 次に掲げる電子入札は、無効とする。

- (1) 電子署名等のない入札
 - (2) 入札において資料の提出を求めたにもかかわらず、これを提出しない者のした入札
- 2 同一案件において、一の入札参加者が、電子入札と紙入札による入札書の提出をした場合は、いずれの入札も無効とする。

(入札参加資格の確認)

第15条 一般競争入札においては、開札後、最低価格提示者から順に入札参加資格の確認を行い、当該資格が確認できるまで行うものとする。

- 2 前項に規定する資格確認は、入札書及び一般競争参加資格申請書により行うものとし、物品購入の入札後資格確認型一般競争入札によるものは、入札書により行うものとする。ただし、必要に応じて、別途資料を求めることができるものとする。

- 3 前2項に規定する資格確認の結果、入札参加資格を有していると認めるときは、その者を落札者として決定するものとする。

(入札の中止)

第16条 市長は、入札を公正に執行することができないと判断する場合は、入札を中止することができる。

- 2 前項の規定により、入札を中止した場合は、電子入札システムにより案件中止の登録を行うとともに、入札参加者に通知するものとする。

(開札予定日時等の変更)

第17条 市長は、案件登録の後、特段の事情により入札受付期間又は開札予定日時を変更する場合は、電子入札システムにより変更登録を行うとともに、入札参加者に対し、様式第7号による日時変更通知書を通知するものとする。

(電子くじ)

第18条 市長は、開札の結果、落札者となるべき同価の入札をした者が2名以上あった場合は、電子くじによって落札者を決定するものとする。この場合において、くじ番号の入力又は記載がない場合は、契約担当者が電子入札システムに「999」の入力を行うものとする。

(落札者の決定の通知)

第19条 市長は、落札者を決定した場合は、入札参加者に対し、電子入札システムにより様式第8号による落札決定通知書を通知するものとする。

(保留の通知)

第20条 開札後直ちに落札者を決定することができない場合は、すべての電子入札参加者全員に対し、電子入札システムにより、様式第9号による保留通知書を通知するものとする。

(再度入札)

第21条 市長は、開札をした場合において、入札参加者の入札金額が予定価格の制限の範囲内にはないときは、再度の入札を行うことができる。

2 再度入札の入札受付期間及び開札日時は、案件ごとに市長が指定の上、電子入札システムにより、様式第10号による再入札通知書を通知するものとする。

3 前2項の規定にかかわらず、オープンカウンタにおいては、再度見積りは実施しない。

(不調)

第22条 市長は、落札者がなく不調となった場合は、すべての電子入札参加者に対し、電子入札システムにより、様式第11号による不調通知書を通知するものとする。

(紙入札参加者への通知)

第23条 紙入札参加者に対する第16条第2項、第17条、第19条、第20条、第21条第2項及び第22条の通知は、電話、書面等確実な方法により行うものとする。

(結果の公表)

第24条 市長は、電子入札システムにより電子入札を実施した場合は、その結果を入札情報サービスシステムに登録し、公表するものとする。

(責任の範囲)

第25条 電子入札における入札書又は辞退届は、これらの送信データが電子入札システムのサーバに到達した時点で提出されたものとする。

2 入札参加者は、入札書の提出後に表示される画面により、送信データの到達を確認し、必要に応じて印刷等を行うものとする。

(電子ファイルの提出)

第26条 電子入札に係る資料の提出は、原則として電子入札システムの添付機能を利用して電子ファイルによるものとする。

2 前項の電子ファイルの容量は3MBを上限とし、ファイルを圧縮する場合の圧縮形式については、LZH、ZIP又はCAB形式に限定するものとする。この場合において、自己解凍方式(EXE形式)は、これを認めない。

3 第1項の電子ファイルの作成に使用するアプリケーションソフト及び保存するファイル形式は、次のとおりとする。

使用アプリケーション	保存するファイル形式
Microsoft Word	DOC、DOCX形式
Microsoft Excel	XLS、XLSX形式
その他	テキストファイル(※TXT又はCSV形式) PDF形式 画像ファイル(JPEG、TIFF又はGIF形式) その他契約担当者が特別に認めたファイル形式及

※ TXT形式は、Windows付属のメモ帳により開封できるものに、CSV形式は、Microsoft Excelで開封できるものに限る。

- 4 電子入札参加者は、ウィルス対策用のアプリケーションソフトを導入の上、常に最新のパターンファイルを適用して資料を作成するものとし、電子ファイルを添付する場合は、必ずウィルス感染のチェックを行わなければならない。
- 5 契約担当者は、電子ファイルへのウィルス感染が判明した場合は、直ちに閲覧等中止し、ウィルス感染している旨を当該入札参加者に連絡し、警告するとともに、資料の提出方法等について協議するものとする。
- 6 電子入札参加者は、電子ファイルによる送信ができない場合については、紙媒体で持参により提出ができるものとする。この場合において、提出期限は、特段の定めのない限り、電子入札システムによる場合と同一とする。

(障害発生時の対応)

第27条 案件登録後、発注者の使用に係る電子入札システムの障害、天災・広域停電・通信障害によるネットワーク障害その他やむを得ない事情により、電子入札システムの利用が不能となった場合で、障害の復旧又は状況の改善が見込めず電子入札が実施できないと市長が判断したときは、電子入札を中止し、又は紙入札へ変更することができる。

- 2 紙入札へ変更する場合は、契約担当者はすべての入札参加者に対し、電話等の確実な方法で、次に掲げる事項について速やかに連絡するとともに、様式第12号による入札方法変更通知書を通知するものとする。

- (1) 入札方法を紙入札に変更したこと。
- (2) 既に完了している電子入札システムによる手続は有効なものとして取り扱うこと。
- (3) 既に送信された入札書は無効とすること。
- (4) 既に入札書を送信した者はあらためて書面により入札書を提出しなければならないこと。
- (5) 紙入札に係る入札方法その他必要な事項

(雑則)

第28条 この要領の規定は、電子入札において岡崎市一般競争入札実施要綱及び岡崎市指名競争入札実施要綱に優先する。ただし、この要領に定めるもののほか、電子入札の実施に関し必要な事項は、岡崎市一般競争入札実施要綱及び岡崎市指名競争入札実施要綱の定めるところによる。

- 2 前項の要綱において定めのない事項については、総務部契約課長が定める。

附 則

この要領は、平成20年12月5日から施行する。

附 則

この要領は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成31年2月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和5年9月25日から施行する。

附 則

この要領は、令和6年4月1日から施行する。

年 月 日

指 名 通 知 書

業者登録番号
商号又は名称
代表者役職氏名

岡 崎 市 長

指名競争入札を下記のとおり行いますので、案件内容を確認の上、入札に参加してください。

記

案件番号

調達整理番号

案件名称

質問申請期間 年 月 日 時 分 ～ 年 月 日 時 分

同等品申請期間 年 月 日 時 分 ～ 年 月 日 時 分

入札受付期間 年 月 日 時 分 ～ 年 月 日 時 分

開札日時 年 月 日 時 分

納期（履行期間） 年 月 日

納入場所（履行場所）

備考

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A列4とする。

紙入札参加承認願

年 月 日

(宛先) 岡 崎 市 長

住所又は所在地

商号又は名称

代表者氏名

担当者名：

連絡先：

下記の案件について、電子入札システムを使用して入札参加ができないため、紙入札での参加を承認してください。

記

1	案件番号	
2	調達整理番号	
3	案件名称	
4	電子入札で参加できない理由	<p>該当の□にチェックしてください。</p> <p><input type="checkbox"/> ICカードの登録内容変更のため、再取得の 手続中</p> <p><input type="checkbox"/> ICカードの破損等のため、再取得の手続中</p> <p><input type="checkbox"/> その他 理由 ()</p>

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A列4とする。

紙入札審査結果通知書

年 月 日

様

岡 崎 市 長 (氏 名)

年 月 日付けで紙入札参加承認願を提出されました、下記の案件への
審査結果を通知します。

記

1	案件番号	
2	調達整理番号	
3	案件名称	
4	審査結果	紙入札での参加を
		1 承認する 提出場所
		2 承認しない 理 由

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A列4とする。

入 札 書

金額		十	億	千	百	十	万	千	百	十	円

(見積合計金額：消費税及び地方消費税を含まない金額)

内 訳

品 名	規 格 品 質	数 量	単 位	単 価		金 額
				円		円
見積合計金額						
消費税及び 地方消費税の額						
契約希望金額						

く じ 番 号	
---------	--

3桁までの数字を記入すること

岡崎市入札参加心得承諾の上、上記のとおり入札します。

なお、下記担当者が代理人となる場合は、本競争入札に係る一切の権限の委任を受けています。

年 月 日

住所又は所在地

商号又は名称

代表者氏名

担当者名：

連絡先：

(宛先) 岡 崎 市 長

入 札 書

金額		十	億	千	百	十	万	千	百	十	円
----	--	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---

(注：消費税及び地方消費税相当額を含まない金額)

1 業 務 名

2 業 務 場 所

くじ番号	
------	--

3桁までの数字を記入すること

岡崎市入札参加心得承諾の上、上記のとおり入札します。

なお、下記担当者が代理人となる場合は、本競争入札に係る一切の権限の委任を受けています。

年 月 日

住所又は所在地

商号又は名称

代表者氏名

担当者名：

連絡先：

(宛先) 岡 崎 市 長

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A列4とする。

年 月 日

辞 退 届

(宛先) 岡 崎 市 長

業者登録番号
商号又は名称
代表者役職氏名
担当者名 :
連絡先 :

下記案件に係る入札を辞退します。

記

案件番号	
調達整理番号	
案件名称	
入札執行回数	回目

年 月 日

再入札辞退届

(宛先) 岡 崎 市 長

業者登録番号
商号又は名称
代表者役職氏名
担当者名：
連絡先：

下記案件に係る入札を辞退します。

記

案件番号

調達整理番号

案件名称

入札執行回数

回目

年 月 日

日時変更通知書

業者登録番号

商号又は名称

代表者役職氏名

岡 崎 市 長

下記の案件について、日時の変更をしたことを通知します。

記

案件番号

調達整理番号

案件名称

執行回数

回目

入札（見積）受付期間

年 月 日 時 分～

年 月 日 時 分

開札日時

年 月 日 時 分

理由

年 月 日

落札決定通知書

業者登録番号

商号又は名称

代表者役職氏名

岡 崎 市 長

下記案件については、次のとおり落札者を決定しました。

記

案件番号

調達整理番号

案件名称

開札日時

年 月 日 時 分

落札者

落札金額

円

年 月 日

保 留 通 知 書

業者登録番号

商号又は名称

代表者役職氏名

岡 崎 市 長

下記の案件について、落札の決定を保留します。

記

案件番号

調達整理番号

案件名称

入札（見積）執行回数 回目

理由

年 月 日

再入札通知書

業者登録番号
商号又は名称
代表者役職氏名

岡 崎 市 長

下記案件については、次のとおり再入札を行いますので入札受付期間内に再入札書を提出してください。

記

案件番号

調達整理番号

案件名称

入札執行回数

回目

入札受付期間

年 月 日 時 分～

年 月 日 時 分

開札日時

年 月 日 時 分

入札最低金額

円

理由

年 月 日

不 調 通 知 書

業者登録番号

商号又は名称

代表者役職氏名

岡 崎 市 長

下記案件については、不調となりました。

記

案件番号

調達整理番号

案件名称

入札（見積）執行回数 回目

理由

年 月 日

入札方法変更通知書

様

岡 崎 市 長

下記の入札について、岡崎市物品等電子入札実施要領第27条の規定に基づき、電子入札から紙入札へ変更しますので通知します。

記

- 1 案件番号
- 2 調達整理番号
- 3 案件名称
- 4 既に完了している書類の送受信について
 - (1) 既に完了している電子入札システムによる書類の送受信は有効なものとして取り扱います（入札（見積）書は除く）。
 - (2) 既に送信された入札（見積）書は無効とし、開札は行いません。
 - (3) 既に入札（見積）書を送信した方は改めて入札（見積）書を提出してください。
- 5 紙入札に関する事項
 - (1) 入札（見積書提出）日時
 - (2) 入札（見積書提出）場所
 - (3) その他